

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                      |
|-------|---------------------------|
| 22    | 富士市 子ども・子育て支援関連事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は、子ども・子育て支援関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

富士市長

## 公表日

令和4年12月1日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 |  |
|----------------------|--|
| ①事務の名称               | 子ども・子育て支援関連事務  |
| ②事務の概要               | <p>子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給について、小学校就学前子どもに対する施設型給付・施設等利用給付の支給認定、施設・事業所の利用、保育料などの情報管理や支弁台帳などの統計帳票の出力を行う。また、施設・事業所からの請求情報の管理を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び子ども・子育て支援法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行う。</p> <p>①子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理(子ども・子育て支援法第20条第1項)</p> <p>②子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請に係る事実についての審査(子ども・子育て支援法第20条第1項)</p> <p>③子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請に対する応答(子ども・子育て支援法第20条第4項、第5項)</p> <p>④子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理(子ども・子育て支援法第22条)</p> <p>⑤子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請の受理(子ども・子育て支援法第23条第1項)</p> <p>⑥子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に係る事実についての審査(子ども・子育て支援法第23条第1項)</p> <p>⑦子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に対する応答(子ども・子育て支援法第23条第2項、第3項)</p> <p>⑧子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査(子ども・子育て支援法第23条第4項)</p> <p>⑨子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に対する応答(子ども・子育て支援法第23条第4項、第5項)</p> <p>⑩子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査(子ども・子育て支援法第24条第1項)</p> <p>⑪子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る応答(子ども・子育て支援法第24条第2項)</p> <p>⑫子どものための教育・保育給付に係る支給認定証再交付申請に対する応答(子ども・子育て支援法施行規則第16条第1項)</p> <p>⑬子どものための教育・保育給付に係る支給認定証再交付申請の受理(子ども・子育て支援法施行規則第16条第2項)</p> <p>⑭子育てのための施設等利用給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理(子ども・子育て支援法第30条の5第1項)</p> <p>⑮子育てのための施設等利用給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請に係る事実についての審査(子ども・子育て支援法第30条の5第1項)</p> <p>⑯子育てのための施設等利用給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請に対する応答(子ども・子育て支援法第30条の5第3項、第4項)</p> <p>⑰子育てのための施設等利用給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理(子ども・子育て支援法第30条の7)</p> <p>⑱子育てのための施設等利用給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請の受理(子ども・子育て支援法第30条の8第1項)</p> <p>⑲子育てのための施設等利用給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に係る事実についての審査(子ども・子育て支援法第30条の8第1項)</p> <p>⑳子育てのための施設等利用給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の変更申請に対する応答(子ども・子育て支援法第30条の8第2項、第3項)</p> <p>㉑子育てのための施設等利用給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に係る事実についての審査(子ども・子育て支援法第30条の8第4項)</p> <p>㉒子育てのための施設等利用給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定等)の職権による変更に対する応答(子ども・子育て支援法第30条の8第4項、第5項)</p> <p>㉓子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査(子ども・子育て支援法第30条の9第1項)</p> <p>㉔子育てのための施設等利用給付に係る支給認定の取消しに係る応答(子ども・子育て支援法第30条の9第2項)</p> |
| ③システムの名称             | GPRIME福祉総合システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能  |
| 2. 特定個人情報ファイル名       |  |
| 子ども・子育て支援関連ファイル      |  |

| 3. 個人番号の利用               |  |
|--------------------------|--|
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条 別表第1 94の項<br>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第68条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定                                   |
| ②法令上の根拠                  | (情報提供の根拠)<br>なし<br>(情報照会の根拠)<br>番号法第19条第8号 別表第2 116の項                            |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | こども未来部保育幼稚園課   |
| ②所属長の役職名                 | 保育幼稚園課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
|                          |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 富士市こども未来部保育幼稚園課<br>〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地<br>0545-55-2762                   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 富士市こども未来部保育幼稚園課<br>〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地<br>0545-55-2762                   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年12月1日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年12月1日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|  |                              |  |
|--|------------------------------|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                      |                              |  |
| [ 基礎項目評価書 ]  |                              | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                     |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |                              |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                    | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か            | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                              |                              |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                  | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない |                              |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)          |                              |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                     | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                      | [ ]                          | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |                              |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ]                    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |                              |  |
| 実施の有無  | [ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |                              |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]                 | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

変更箇所

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|--|------|-----------|
| 平成28年3月31日 | 5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長                              | こども未来課長 小野 晴敏   | こども未来課長 春山 辰巳  | 事前   |           |
| 平成30年4月1日  | 5. 評価実施機関における担当部署<br>①部署②所属長                           | ①福祉部こども未来課<br>②こども未来課長 春山 辰巳                                | ①福祉こども部保育幼稚園課<br>②保育幼稚園課長 田代 鶴記                                  | 事後   |           |
| 平成30年4月1日  | 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                                 | 富士市福祉部こども未来課<br>〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地<br>0545-55-2762 | 富士市福祉こども部保育幼稚園課<br>〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地<br>0545-55-2762   | 事後   |           |
| 平成30年4月1日  | 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                               | 富士市福祉部こども未来課<br>〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地<br>0545-55-2762 | 富士市福祉こども部保育幼稚園課<br>〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地<br>0545-55-2762   | 事後   |           |
| 平成31年2月14日 | 5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長の役職名                          | 保育幼稚園課長 田代 鶴記   | 保育幼稚園課長  | 事後   |           |
| 平成31年2月14日 | IVリスク対策  |   | 追加   | 事後   |           |
| 令和2年12月25日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要                         | 子どものための教育・保育給付の支給について、学齢前児童に対する施設型給付費等                      | 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給について、小学校就学前子どもに対する施設型給付・施設等利用給付 | 事後   |           |
| 令和2年12月25日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要                         |   | ⑭～⑳を追加   | 事後   |           |
| 令和2年12月25日 | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か                      | 平成27年12月1日時点  | 令和2年12月1日時点  | 事後   |           |
| 令和2年12月25日 | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か                      | 平成27年12月1日時点  | 令和2年12月1日時点  | 事後   |           |
| 令和3年9月1日   | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠(情報照会の根拠) | 番号法第19条第7号  | 番号法第19条第8号   | 事後   |           |
| 令和4年12月1日  | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称             | GPRIME福祉総合システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ                   | GPRIME福祉総合システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能          | 事後   |           |
| 令和4年12月1日  | I 関連情報<br>5. 評価実施期間における担当部署<br>①部署                     | 福祉こども部保育幼稚園課  | こども未来部保育幼稚園課   | 事後   |           |
| 令和4年12月1日  | I 関連情報<br>7. 特定個人情報の開示・訂正<br>利用停止請求                    | 富士市福祉部保育幼稚園課<br>〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地<br>0545-55-2762 | 富士市こども未来部保育幼稚園課<br>〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地<br>0545-55-2762   | 事後   |           |
| 令和4年12月1日  | I 関連情報<br>7. 特定個人情報の開示・訂正<br>利用停止請求                    | 富士市福祉部保育幼稚園課<br>〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地<br>0545-55-2762 | 富士市こども未来部保育幼稚園課<br>〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地<br>0545-55-2762   | 事後   |           |
|            |  |   |  |      |           |
|            |  |   |  |      |           |
|            |  |   |  |      |           |
|            |  |   |  |      |           |
|            |  |   |  |      |           |